

令和元年12月3日現在

「世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱」第3条により、入札参加除外措置期間中の事業者を公表します。

商号又は名称	入札参加除外措置期間	理由
株式会社 有元組 (練馬区)	平成24年10月30日から24箇月(平成26年10月29日)を経過し、措置要件に該当しなくなったと認められるまで	世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱別表第2項に該当